

## 大田原市ごみ分別収集カレンダーへの広告掲載の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大田原市ごみ分別収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）への広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 カレンダーに掲載する広告は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

(1) カレンダーの公共性及び品位を損なわないものであること。

(2) 大田原市広告事業実施要綱（平成23年告示第98号。以下「要綱」という。）及び大田原市広告事業掲載基準（平成23年11月1日実施）の規定に違反していないこと。

(広告掲載のカレンダー)

第3条 広告を掲載するカレンダーは、市長が指定する。

(広告掲載の位置等)

第4条 カレンダーにおいて広告を掲載する位置及び大きさ等は、市長が指定する。

(申込み数の制限)

第5条 同一の個人又は団体がカレンダーへの掲載を申し込むことができる広告の数は、1枠とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、大田原市ごみ分別収集カレンダー広告掲載申込書（別記様式1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 広告の原稿案

(2) 広告主の会社概要

(3) 広告主が市内に事業所又は住所を有する場合、市税等の納税証明書（滞納のないことの証明書類）

(4) その他市長が必要と認めるもの

(広告掲載の募集)

第7条 市長は、広告の掲載を希望する者がいないとき又は特に必要と認められるときは、広告代理業を営む者に募集に係る業務を行わせることができる。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、原稿の内容等を精査し掲載の可否を決定するものとする。

2 掲載広告の数が募集枠を超えない場合は、当該掲載広告の掲載を決定するものとし、掲載広告の数が募集枠を超える場合は、要綱第8条第2項の規定により掲載する広告を決定する。

(広告原稿の提出)

第9条 要綱第8条第1項による決定通知を受けた広告主は、掲載しようとする広告原稿を市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、要綱第8条第1項による決定通知を受けた広告主が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料は、市長が別に定める。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項に関しては、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。